

さくら通信3月号

2011年3月 No. 75



050

発行

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会



(竹内)

050というタウン誌がある。40代から50代向けの月刊誌である。その3月号(2月25日発売)に私への取材記事が掲載されることとなった。「そこが知りたい 法律のツボ」というコーナーである。

「もう無関係じゃない?! 大増税される『相続税』のポイント」と題されている。相続税の基礎控除(いわゆる非課税枠)が6ガケ(5000万円+1000万円×法定相続人の人数⇒3000万円+600万円×法定相続人の人数)になったので、相続税を払わなければならない人が増加するというのが骨子である。

続いて「今月のツボ法律家」として私の履歴が紹介されている。「組織力ある総合事務所へ成長」と題した記事である。同封してありますので御一読頂ければ幸いです。



誤りやすい確定申告の事例



個人所得税の確定申告シーズンですが、誤りやすい事例の一部をご紹介します。

☆所得の申告漏れ

1. 満期保険金の申告もれ

自分で保険料を支払っている生命保険金の満期金の受け取りは一時所得に該当します。

満期保険金の支払いは、生命保険会社から税務署に報告されますので、うっかり申告もれのないようご注意ください。

2. 国外所得やネットビジネスの申告もれ

海外で得た所得(海外預金の利子や海外不動産所得など)やインターネットによるサイドビジネスなどで得た所得も、原則として申告する必要があります。最近では、申告もれが多い事例として、税務署側でも特に注意を払っているようです。

☆各種控除の誤り

1. 配偶者控除・扶養控除の適用誤り

控除対象となる配偶者や被扶養者は、生計を一にする配偶者その他の親族等で、その年の合計所得金額が38万円以下(例えば給与所得のみの場合、年収103万円以下)の方です。その年に臨時収入などがある場合、控除対象外となっていることを気づかない場合があります。また、「生計を一にする」とは同居を必要としません。別居していても、生活費を仕送りしているようなケースは「生計を一にする」に該当しますので、適用もれのないよう確認しましょう。

2. 医療費控除の計算誤り

治療に必要な医薬品については、ドラッグストア等で購入したものも対象となりますが、日用品やビタミン剤などの予防・健康増進品については対象になりません。

高額療養費、出産育児一時金や保険会社からの入院給付金などで補てんされる金額がある場合は、支払った医療費の額から差し引きます。

また、医療費が10万円を超えていない場合でも、合計所得金額の5%を超える場合には控除の適用があります。

☆その他

上場株式等の譲渡損失を、翌年以降に繰り越す場合には、継続して確定申告書を提出することが条件となっています。前年の損失を繰り越したい場合、たとえ当年中に株式の譲渡取引がない場合でも、確定申告をする必要があります。

その他にも、青色申告者の純損失の繰越しや居住用財産の譲渡損失の繰越し、居住用財産を譲渡した場合の3千万円控除の特例をうけたい場合などは、確定申告をすることが条件になっていますので注意が必要です。

(大寺)

平成23年3月から

協会けんぽの



が変わります。

現行

平成23年3月分(平成23年4月納付分～)

健康保険料率

9.39% (個人負担4.695%)



9.56% (個人負担4.78%)

介護保険料率

(40～64歳の方)

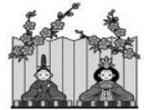
1.50% (個人負担0.75%)



1.51% (個人負担0.755%)



平成23年度の雇用保険料率は、前年度から変更はありません。



(徳永)

3月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事> (労働基準監督署)
- 31日 健保・厚年の保険料納付 (郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)
状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

- 有期事業概算保険料延納額<4月～7月分>の納付 (労働基準監督署)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届

3月の税務

- 1 22年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
納期限…3月15日
- 2 所得税確定損失申告書の提出期限…3月15日
- 3 22年分所得税の総収入金額報告書の提出
提出期限…3月15日
- 4 確定申告税額の延納の届出書の提出
申請期限…3月15日 延納期限…5月31日
- 5 個人の青色申告の承認申請
申請期限…3月15日(1月16日以降新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヵ月以内)
- 6 21年分所得税の更正の請求 請求期限…3月15日
- 7 贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
- 8 個人の道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告
申告期限…3月15日
- 9 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…3月10日
- 10 個人事業者の22年分の消費税・地方消費税の確定申告
申告期限…3月31日

- 11 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限…3月31日
- 12 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(22年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)申告期限…3月31日
- 13 法人・個人事業者(22年12月分及び23年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…3月31日
- 14 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>…半期分
申告期限…3月31日
- 15 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…3月31日
- 16 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヵ月分)<消費税・地方消費税> 申告期限…3月31日

リスマネ委員会

確定拠出年金(401k)とは

国の税制優遇の元に企業または個人が拠出した掛金で各商品を選んで運用し高齢になった時に給付を受取る制度。公的年金(国民年金や厚生年金等)と別枠で老後に受け取るもの。

種類

大きく分けて個人型と企業型があります。

個人型

1号被保険者(国民年金加入者)

個人事業主が自分の老後の為に備える制度(年間最高816千円所得控除)

2号被保険者(厚生年金加入者)

従業員(含む経営者)の福利厚生の為又は退職金の代わりに企業が登録する制度(年間最高276千円所得控除)

企業型

退職金準備の為企業が導入する制度

税制面でのメリット

- ☆掛金を支払うとき
- ☆運用するとき
- ☆受取るとき

掛金は全額所得控除(小規模企業共済と別枠で)

一般的な金融商品と違って運用益に対して税金はかからない

年金なら 公的年金等控除適用

一時金なら 退職所得控除適用

注意事項) 原則60歳までの途中引き出し、脱退はできません。加入から受取終了時迄の間、所定の手数料が一部かかります。その他加入条件等もありますので当事務所職員迄お問い合わせ下さい。

* 税額控除を受けながら公的年金にプラスしてゆとりある老後の暮らしをお考えの方は加入要件等について当事務所職員へご相談下さい。次回は「終身保険」について紹介します。

(岡田)

今月号は、贈与税の税制改正についての話題です。こちらも3月の国会で可決されれば施行される予定です。

1. 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税率の一部引き下げ

通常の贈与税率よりも階層が細分化され、300万円超から3,000万円以下までの贈与の場合には現行よりも低い税率になります。原則として平成23年1月1日以降の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用予定です。

2. 1の場合以外の贈与税率の一部引き上げ

1,000万円を超える贈与について細分化され、一部増税の予定です。

※平成23年中の贈与については、旧税率と比較していずれか低い方が使えることになりそうです。

3. 相続時精算課税制度の適用要件の見直し

① 受贈者の範囲に、20歳以上である孫（現行では相続人となる孫のみ）を追加

② 贈与者の年齢要件を60歳以上（現行では65歳以上）に引下げ

こちらも、原則として平成23年1月1日以降の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用予定です。
(坂田)

今月号は、純資産の部第4弾「利益準備金」について、説明させていただきます。

利益準備金とは、会社法が会社に積み立てることを強制した準備金をいい、資本準備金（1月号参照）とともに法定準備金とよばれます。

剰余金を配当する場合、利益準備金を配当額の10分の1積み立てなければなりません。（資本準備金の額をあわせて資本金の4分の1に達するまで）

ただし、剰余金の配当がその他資本剰余金を原資としている場合には、利益準備金ではなく、資本準備金を積み立てます。会社法が利益の一部を強制的に積み立てさせるのは、資本を充実させ、債権者を保護するためです。

また、利益準備金は減少させることができますが、その場合にはその他利益剰余金を増加させます。

今回は、「その他利益剰余金」について、です。

(渡邊)

経営事項審査（経審）の改正項目について、今月号では技術者の雇用期間の明確化及びW点に影響する建設機械保有とISOについてお伝えします。

1. 技術者評価について

技術者の名義借り等の不正を防止するため、審査基準日時点での恒常的雇用という現行の要件から「審査基準日以前に6カ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定されました。また、高年齢者雇用安定法に基づき、定年退職後に継続雇用された技術者は、雇用期間が限定されていても新たに評価対象に加えられます。

2. 社会性等（W点）について

① 建設機械保有への加点

地域防災への備えの観点から建設機械の所有台数に応じて加点

■ 加点対象はショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベル

■ W点を1台につき1点、最高15点

■ 経審の有効期間（1年7ヵ月）以上のリース契約を結んでいる建機も所有台数に合算可能

■ 加点する建機は、特定自主検査記録表の写しで稼働状態にあることを確認

② ISOへの加点

ISO9001とISO14001の取得がW点の評価項目に追加され、それぞれ5点増となります。

今回の改正項目の特徴として、2月号で明記した再生・更正企業はW点が一律60点減など、W点の存在感がより一層高まる傾向となっています。
(待田)

社会保険診療報酬支払基金のホームページにおいて、平成23年1月13日付けで、「支払基金サービス向上計画（平成23～27年度）一より良いサービスをより安く」が公表されました。これによると、平成23年4月より、電子点数表を活用したコンピュータチェックと、原審査の段階における突合点検及び縦覧点検が実施されるとのことです。ご注意ください。

平成23年4月より実施される審査の要点について

1. 電子点数表*1を活用したコンピュータチェックが開始されます。

「医科電子点数表」を参照して算定ルールに対する適合性を点検するコンピュータチェックが開始されます。なお、「歯科電子点数表」を活用したコンピュータチェックは、平成23年度中を目途に開始されます。

*1 電子点数表とは、診療報酬点数表で規定された算定ルールについて、機械による読取りを可能としたデータベースをいう

2. 突合点検及び縦覧点検が実施されます。

① 処方せんを発行した病院又は診療所に係る医科・歯科レセプトと調剤を実施した薬局に係る調剤レセプトとを患者単位で照合する審査（突合点検）が実施されます。

② 一の医療機関が同一の患者に関して月単位で提出したレセプトを複数にわたって照合する審査（縦覧点検）が実施されます。
(田中)

当事務所には、部活動！？があります。
部活動といっても、決して会社公認というわけではありません…。職員の一部で
アフターファイブを楽しむ会です。今回は、活動内容等を紹介させていただきます。
ぜひ、ご覧ください(0)／



(平野)

ボーリング部

現在、総勢16名。部活の中でも、1番活発で、1番歴史の古い部活動です。

結成は、2009年9月。4名でのスタートでした…。現在までに、部内大会15回を開催しておりますが…。スコアはそこそこ()決してボーリングが得意なわけではありません。ボーリングが好きなメンバーの集まりです。最近、ボーリング後にミーティングと題して夕飯を一緒に食べに行くほど、団結力のある部です。白熱しすぎて解散が夜中になることも…。静かに帰宅するのは、きっと私だけじゃないはず(・_・)毎回5ゲームマッチなのですが、部員の年齢もあがるにつれ、体力が衰えてきているような(°_°)。

無理をせず、けがのないよう、体に気をつけて活動していきたいと思います。今後は対外試合も考え中です。対戦者求む!!

(平野)



サッカー部???

さくら事務所には、サッカー部なるものがあります。より正確に言うと、日本代表サッカー観戦部と呼んだ方が…。(さくらULTRASと呼んだ方がしっくりくるかも?)各課から構成された個性的なメンバーは、M先生を筆頭に、5課のB課長、2課のSさん、そして4課の私の計4…。おっと忘れていました。入部申請中の大型ルーキー5課のSさんを含めると計5名です(笑)W杯・カメルーン戦のバブリックビューイングを皮切りに、大事な試合は深夜だろうと関係なく集合して応援していました!!記憶にも新しい日本が優勝したアジアカップでは、とあるBARのカウンターを占拠し、予選から観戦しました。通算の勝率は…

な、な、なんと脅威の7割5分です!!(笑)

(待田)



映画鑑賞部

「キング☆オブ☆ポップ」マイケルジャクソンの映画「This is it」を観に行こー!!の掛け声で、私達映画鑑賞部は結成されました。

加入条件なんかは全く無く、原則として

- ①レイトショー(18時以降の最終上映)である
- ②観たい映画を観たい人だけがいく。

と言うのが映画鑑賞部の基本理念?であります。

観た後のそれぞれの感想や批判は、互いに交換することなく自身の心の内だけに抱えながら帰路に着く、まったくもってドライ&クールな集団の部活動です。

(井村)



ホルモン部

私もホルモン部はさくら事務所でも随一の肉食系boys&girlsです(▽▽*)

巷で流行の草食系などには負けん気の男子4名女子3名総勢7名で構成され、楽しくホルモンを食べる事を目的とし、3割お酒も嗜んだり…えっ(笑)

あれは暑い夏の終わり、富田町のとあるホルモン屋さんで初めて開催されました。見たことのないホルモンばかりがトリw(・O・w)!!鍋も焼物も見事に平らげ、みんなで楽しく語りながら食べるホルモンは格別においしいものでした♪

あの日以来ホルモン部の仲は固く結ばれ、深い絆となりました。…がしかし、それっきり活動は行われておりません。なぜなら、ホルモン部員の大半が

『ホルモンあまり好きじゃない』とのこと。焼肉部に改名したら、再度活動が行われ部員増員になる予定です(´Д`)/



(佐木山)

中途入社社員紹介

社会保険部門 課長 徳永奈美

(23年1月入社)

初めまして、そしてお久しぶりです。社会保険担当の徳永です。

4年半ぶりにさくら事務所に戻ってきました。

たくさんの人と出会い、いろいろな知識・情報・技術を学び、人としてそして一社会人として少しは、成長できたかなと思います。これまでの経験を生かし、皆様の多岐にわたるご依頼・ご相談にも力になれることと思います。

とは言え、不慣れなこと、変わったことも多くご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、新しい気持ちで一生涯懸命がんばりたいと思います。よろしく願いいたします。

(徳永)

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご意見下さい。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。